

耐震シェルター・防災ベッド 設置助成制度

いつ起きてもおかしくない大地震から、生命や財産、暮らしの安全を守るため、練馬区では耐震改修等への助成など、建築物等の耐震化促進に取り組んでいます。

耐震化促進の取組の一環として、耐震改修工事等の実施が難しい方を対象に、耐震シェルター等の設置助成を行なっています。

対象者

つぎの①から④のすべてを満たすこと

① 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に
自ら居住する者

② 住民税を滞納していない者

③ 世帯全員が住民税非課税であること

④ 次のいずれかの方が世帯にいること

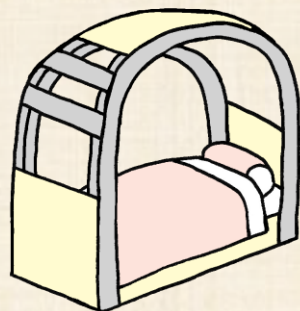
(1) 高齢者（申請時において65歳以上）

(2) 要介護認定または要支援認定を受けている者

(3) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(4) 愛の手帳の交付を受けている者

(5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者



防災ベッド

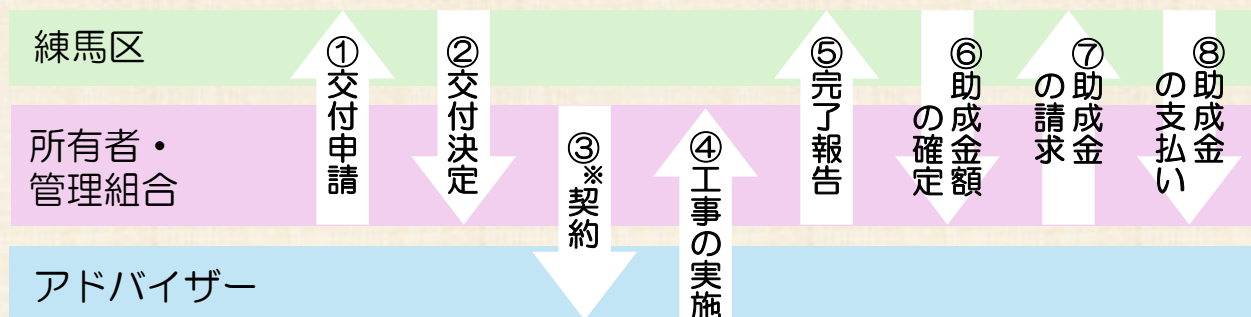
助成金額

助成率	上限額
9/10	50万円

詳しくはこちらから→



助成の流れ

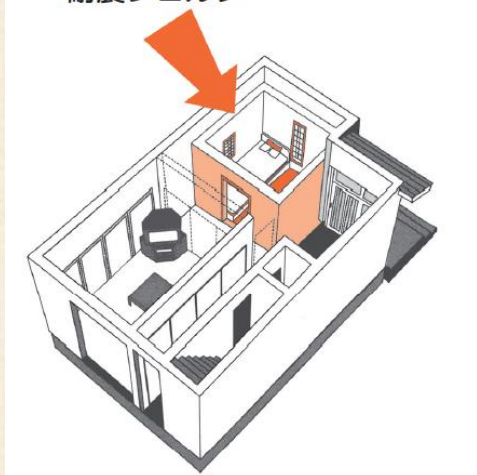


※助成金を受けるためには、必ず②交付決定後に契約を行ってください。



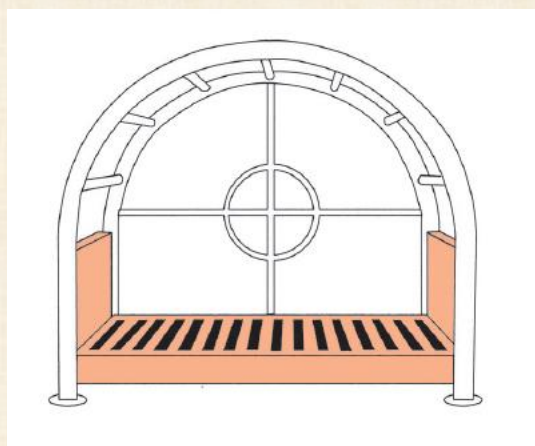
耐震シェルター？
防災ベッド？

耐震シェルター



耐震シェルターは、地震発生時に、建物の倒壊から自らの命を守るための装置で、一部屋を補強し安全な空間を確保するものです。

防災ベッドイメージ



防災ベッドは、地震発生時に、就寝中でも建物の倒壊から自らの命を守るための装置で金属製のフレーム等で上部を覆いベッド内に空間を確保するものです。

※助成対象となる耐震シェルターや防災ベッドは原則として、東京都が発行する『木造住宅の安価で信頼できる「耐震改修工法・装置」の事例紹介』の装置部門で選定しているものです。

